

改定前	改定後
<p data-bbox="248 252 656 280">Web21 利用規定(2024 年 1 月改定)</p> <p data-bbox="199 311 595 339">7. 本サービスの利用停止・解約等</p> <p data-bbox="199 370 528 399">(1) 都合による利用停止・解約</p> <p data-bbox="288 419 1099 523"> 当行および契約者は、それぞれの都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも本サービスの利用を停止することができるものとします。 また、契約者は、当行所定の方法で当行に通知することによりいつでも本利用契約を解約することができるものとします。 </p> <p data-bbox="199 624 506 652">(2) 強制的な利用停止・解約</p> <p data-bbox="288 673 1099 777"> 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止または本利用契約を解約することができるものとします。 </p> <ol data-bbox="315 791 1099 1369" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="315 791 1099 895">① 1 年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合(ただし、本サービスにかかる利用手数料が継続して支払われている場合を除きます) <li data-bbox="315 908 1099 970">② 電子メールアドレス相違等の事由により、当行から契約者に送信した電子メール等の連絡等が不着になった場合 <li data-bbox="315 983 1099 1011">③ サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合 <li data-bbox="315 1024 1099 1086">④ 後記 10.に従い、契約者が本規定の変更に同意しない旨を通知した場合 <li data-bbox="315 1099 1099 1203">⑤ 契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用の停止または本利用契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合 <li data-bbox="315 1216 1099 1329">⑥ ValueDoor の利用が停止になった場合(この場合、ValueDoor の利用が停止された利用者 ID を利用した本サービスの利用停止のみをすることができるものとします) <li data-bbox="315 1342 1099 1369">⑦ 契約者が当行に開設した預金口座(本サービスに関連する口座に 	<p data-bbox="1178 252 1585 280">Web21 利用規定(2024 年 2 月改定)</p> <p data-bbox="1120 311 1516 339">7. 本サービスの利用停止・解約等</p> <p data-bbox="1120 370 1449 399">(1) 都合による利用停止・解約</p> <p data-bbox="1209 419 2020 523"> 当行および契約者は、それぞれの都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも本サービスの利用を停止することができるものとします。 また、契約者は、当行所定の方法で当行に通知することによりいつでも本利用契約を解約することができるものとします。 </p> <p data-bbox="1120 624 1426 652">(2) 強制的な利用停止・解約</p> <p data-bbox="1209 673 2020 777"> 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止または本利用契約を解約することができるものとします。 </p> <ol data-bbox="1236 791 2020 1369" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1236 791 2020 895">① 1 年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合(ただし、本サービスにかかる利用手数料が継続して支払われている場合を除きます) <li data-bbox="1236 908 2020 970">② 電子メールアドレス相違等の事由により、当行から契約者に送信した電子メール等の連絡等が不着になった場合 <li data-bbox="1236 983 2020 1011">③ サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合 <li data-bbox="1236 1024 2020 1086">④ 後記 10.に従い、契約者が本規定の変更に同意しない旨を通知した場合 <li data-bbox="1236 1099 2020 1203">⑤ 契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用の停止または本利用契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合 <li data-bbox="1236 1216 2020 1329">⑥ ValueDoor の利用が停止になった場合(この場合、ValueDoor の利用が停止された利用者 ID を利用した本サービスの利用停止のみをすることができるものとします) <li data-bbox="1236 1342 2020 1369">⑦ 本サービスが法令等(マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかか

限られません)の全部または一部につき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引(以下、併せて「マネー・ロンダリング等」といいます)に利用されていることが判明した場合はマネー・ロンダリング等への利用の疑いがあると当行が判断した場合その他マネー・ロンダリング等の観点から本サービスを継続して利用することが適切でないと当行が判断した場合

- ⑧ 契約者が当行に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合
- ⑨ 契約者が当行に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合
- ⑩ 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ⑪ 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立てがあった場合、または契約者の財産について仮差押、保全差押、差押もしくは競売手続開始があった場合
- ⑫ 前記 7.(2)⑩および⑪のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じた場合と当行が判断した場合
- ⑬ 解散その他営業活動を休止した場合
- ⑭ 前記 1.(5)に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合
- ⑮ 本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑯ 相続の開始があった場合

る内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合

- ⑧ 契約者が当行に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合
- ⑨ 契約者が当行に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合
- ⑩ 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ⑪ 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立てがあった場合、または契約者の財産について仮差押、保全差押、差押もしくは競売手続開始があった場合
- ⑫ 前記 7.(2)⑩および⑪のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じた場合と当行が判断した場合
- ⑬ 解散その他営業活動を休止した場合
- ⑭ 前記 1.(5)に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合
- ⑮ 本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑯ 相続の開始があった場合
- ⑰ 当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合

Web21@Mail(メール通知サービス)に関する利用規定

株式会社三井住友銀行(以下、「当行」といいます)が提供する「三井住友銀行の Web21」(以下、「Web21」といいます)の Web21@Mail(以下、「メール通知サービス」といいます)については、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

1. メール通知サービスの内容

メール通知サービスは、契約者が Web21 にて当行宛に届け出た取引口座照会サービス利用口座(以下、「サービス利用口座」といいます)について、契約者が操作する端末による依頼にもとづき、契約者の指定する電子メールアドレス宛に、振込入金があったこともしくは契約者があらかじめ設定した口座残高より残高が下回ったこと(以下、「残高割込」といいます)のいずれかまたはその双方を電子メールにてお知らせする以下のサービスをいうものとします。

(1) 振込入金のお知らせ

当行は、契約者の指定するサービス利用口座に振込の入金があった場合、契約者の指定する ValueDoor の利用者 ID(以下、「利用者 ID」といいます)を有する利用者の電子メールアドレス宛に当該振込入金に関する当行所定の事項を当行所定の時間に電子メールにてお知らせします。
なお、契約者の指定するサービス利用口座については、当行所定の預金口座、数に限るものとします。

(2) 残高割込のお知らせ

契約者の指定するサービス利用口座について、契約者が当行所定の手続により設定した残高を下回った場合に、それに関する当行所定の事項を契約者の指定する利用者 ID を有する利用者の電子メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。
なお、契約者の指定するサービス利用口座については、当行所定の預金口座、数に限るものとします。

Web21@Mail(メール通知サービス)に関する利用規定

株式会社三井住友銀行(以下、「当行」といいます)が提供する「三井住友銀行の Web21」(以下、「Web21」といいます)の Web21@Mail(以下、「メール通知サービス」といいます)については、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

1. メール通知サービスの内容

メール通知サービスは、契約者が Web21 にて当行宛に届け出た取引口座照会サービス利用口座(以下、「サービス利用口座」といいます)について、契約者が操作する端末による依頼にもとづき、契約者の指定する電子メールアドレス宛に、振込入金、**出金**があったこともしくは契約者があらかじめ設定した口座残高より残高が下回ったこと(以下、「残高割込」といいます)を電子メールにてお知らせする以下のサービスをいうものとします。

(1) 振込入金のお知らせ

当行は、契約者の指定するサービス利用口座に振込の入金があった場合、契約者の指定する ValueDoor の**管理専用 ID、管理専用 ID(副)**、利用者 ID(以下、「ValueDoor ID」といいます)を有する利用者の電子メールアドレス宛に当該振込入金に関する当行所定の事項を当行所定の時間に電子メールにてお知らせします。
なお、契約者の指定するサービス利用口座については、当行所定の預金口座、数に限るものとします。

(2) 出金のお知らせ

契約者の指定するサービス利用口座から当行所定のサービスを利用した出金があった場合、契約者の指定する ValueDoor ID を有する利用者の電子メールアドレス宛に当該出金に関する当行所定の事項を当行所定の時間に電子メールにてお知らせします。
なお、契約者の指定するサービス利用口座については、当行所定の預金口

2. 電子メールアドレスの登録等

(1) 電子メールアドレスの登録

契約者がメール通知サービスにおいて登録する電子メールアドレスについて、契約者は、ValueDoor の管理専用 ID(ValueDoor 利用規定第 6 条に定める「管理専用 ID(副)」を含むものとします)にて当行所定の方法により、メール通知サービスを利用させる利用者 ID 毎に電子メールアドレスや当行の電子署名の可否等を登録するものとします。

(2) 通知条件等の設定

メール通知サービスの利用開始にあたっては、当行所定の方法により権限設定を認められた利用者 ID により、電子メールによる通知の対象となるサービス利用口座、通知のあて先となる利用者 ID および通知種別、設定残高等の通知条件等、当行所定の内容(以下、これらを「通知条件等」といいます)を設定するものとします。上記通知条件等の設定後、当行所定の日からメール通知サービスの利用が可能となります。

なお、所定の電子メールによる通知のあて先となる利用者 ID および電子メールアドレスについては、当行所定の数に限るものとします。

座、数に限るものとします。

(3) 残高割込のお知らせ

契約者の指定するサービス利用口座について、契約者が当行所定の手続により設定した残高を下回った場合に、それに関する当行所定の事項を契約者の指定する ValueDoor ID を有する利用者の電子メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

なお、契約者の指定するサービス利用口座については、当行所定の預金口座、数に限るものとします。

2. 電子メールアドレスの登録等

(1) 電子メールアドレスの登録

契約者がメール通知サービスにおいて登録する電子メールアドレスについて、契約者は、ValueDoor の管理専用 ID(ValueDoor 利用規定第 6 条に定める「管理専用 ID(副)」を含むものとします)にて当行所定の方法により、メール通知サービスを利用させる ValueDoor ID 毎に電子メールアドレスや当行の電子署名の可否等を登録するものとします。

(2) 通知条件等の設定

メール通知サービスの利用開始にあたっては、当行所定の方法により権限設定を認められた ValueDoor ID により、電子メールによる通知の対象となるサービス利用口座、通知のあて先となる ValueDoor ID および通知種別、設定残高等の通知条件等、当行所定の内容(以下、これらを「通知条件等」といいます)を設定するものとします。上記通知条件等の設定後、当行所定の日からメール通知サービスの利用が可能となります。

なお、所定の電子メールによる通知のあて先となる ValueDoor ID および電子メールアドレスについては、当行所定の数に限るものとします。

<p>3. 手数料</p> <p>メール通知サービスの利用にあたっては、当行所定の月額取扱手数料および消費税が必要となります。この場合、当行は月額取扱手数料および消費税を、Web21 利用規定 1.(5)に従い、「EB 手数料決済口座」から、当行所定の日に自動的に引き落とします。</p> <p>4. 電子メールアドレスの管理、セキュリティ等</p> <p>(1) 契約者は、前記 2.(2)にもとづいて登録された電子メールアドレスを契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者(利用者 ID を有する利用者を除く)が使用できない電子メールアドレスを登録するものとします。</p> <p>(2) 電子メールアドレスの登録に関し、契約者は、正当な使用権限を有する電子メールアドレスのみを登録するものとします。</p> <p>(3) 契約者は、前記 2.(2)にもとづいて契約者が指定した利用者 ID が電子メールアドレスの利用を終了した場合、または、かかる電子メールアドレスの使用権限を喪失した場合には、速やかにかかる電子メールアドレスの登録または利用サービスの設定を、当行所定の手続きにより抹消するものとします。この場合新たに電子メールアドレスを登録するときは、前記 2.(2)および前記 2.(3)に従って手続するものとします。</p> <p>(4) 契約者が前記 4.(1)から前記 4.(3)に違反した場合および電子メールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>(5) 当行は、当行が必要と認める場合、電子メールアドレスの登録の抹消または利用サービスの設定を変更することができるものとします。</p> <p>5. メール通知サービスの利用開始時期</p> <p>メール通知サービスの利用開始時期は、当行所定の申込手続完了後の当行所定の日とします。</p>	<p>3. 手数料</p> <p>メール通知サービスの利用にあたっては、当行所定の月額取扱手数料および消費税が必要となります。この場合、当行は月額取扱手数料および消費税を、Web21 利用規定 1.(5)に従い、「EB 手数料決済口座」から、当行所定の日に自動的に引き落とします。</p> <p>4. 電子メールアドレスの管理、セキュリティ等</p> <p>(1) 契約者は、前記 2.(1)にもとづいて登録された電子メールアドレスを契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者(ValueDoor ID を有する利用者を除く)が使用できない電子メールアドレスを登録するものとします。</p> <p>(2) 電子メールアドレスの登録に関し、契約者は、正当な使用権限を有する電子メールアドレスのみを登録するものとします。</p> <p>(3) 契約者は、前記 2.(1)にもとづいて契約者が指定した ValueDoor ID が電子メールアドレスの利用を終了した場合、または、かかる電子メールアドレスの使用権限を喪失した場合には、速やかにかかる電子メールアドレスの登録または利用サービスの設定を、当行所定の手続きにより抹消するものとします。この場合新たに電子メールアドレスを登録するときは、前記 2.(1)および前記 2.(2)に従って手続するものとします。</p> <p>(4) 契約者が前記 4.(1)から前記 4.(3)に違反した場合および電子メールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>(5) 当行は、当行が必要と認める場合、電子メールアドレスの登録の抹消または利用サービスの設定を変更することができるものとします。</p> <p>5. メール通知サービスの利用開始時期</p> <p>メール通知サービスの利用開始時期は、当行所定の申込手続完了後の当行所定の日とします。</p>
--	--

6. メール通知サービスの申込内容の変更

契約者は、当行所定の方法により、契約者が操作する端末による依頼にもとづき、契約者が指定したメール通知サービスの当行所定の申込内容について、契約者の指定する内容に変更できるものとします。

なお、変更内容については、当行所定の日から適用されるものとします。

7. 電子メールの不着・遅延等

当行が前記 2.(2)および前記 2.(3)にもとづいて登録された電子メールアドレスにあてて電子メールを発信した場合、以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当該電子メールが延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、電子メールの延着、不着のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

(1) Web21 利用規定 6.または前記 4.(1)から前記 4.(3)にもとづく届出の変更や電子メールアドレスの管理等を怠る等、契約者の責めに帰すべき事由があったとき。

(2) 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等があったとき。

(3) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

8. メール通知サービスの利用上の制限

(1) 当行は、メール通知サービスの電子メールのお知らせ回数その他当行が必要と認める事項について、利用上の制限を設けることができるものとします。

(2) 振込入金のお知らせにおいて、振込依頼人から振込の取消・変更・組戻しがあった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、電子メールでお知らせした入金の明細と実際の手続の内容とが異なる場合があります。

6. メール通知サービスの申込内容の変更

契約者は、当行所定の方法により、契約者が操作する端末による依頼にもとづき、契約者が指定したメール通知サービスの当行所定の申込内容について、契約者の指定する内容に変更できるものとします。

なお、変更内容については、当行所定の日から適用されるものとします。

7. 電子メールの不着・遅延等

当行が前記 2.(1)および前記 2.(2)にもとづいて登録された電子メールアドレスにあてて電子メールを発信した場合、以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当該電子メールが延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、電子メールの延着、不着のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

(1) Web21 利用規定 6.または前記 4.(1)から前記 4.(3)にもとづく届出の変更や電子メールアドレスの管理等を怠る等、契約者の責めに帰すべき事由があったとき。

(2) 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等があったとき。

(3) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

8. メール通知サービスの利用上の制限

(1) 当行は、メール通知サービスの電子メールのお知らせ回数その他当行が必要と認める事項について、利用上の制限を設けることができるものとします。

(2) 振込入金のお知らせにおいて、振込依頼人から振込の取消・変更・組戻しがあった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、電子メールでお知らせした入金の明細と実際の手続の内容とが異なる場合があります。

- (3) 残高割込のお知らせにおいて、契約者が当行所定の手続によりあらかじめ設定するサービス利用口座の残高には、支払可能残高(当座貸越または総合口座による貸越を含む残高)が適用されるものとします。残高割込のお知らせにおいて、他店券入金や貸越額の変更があった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、電子メールでお知らせした残高割込のお知らせの内容と実際の手続き内容とが異なる場合があります。なお、残高割込のお知らせは、申込代表口座および契約者の指定するサービス利用口座について、契約者が当行所定の手続により設定した残高を下回った場合に、残高の割込みにかかる事実を上記条件において単に通知するものであり、当行と契約者との間の預金に関する権利義務を生じさせるものではありません。
- (4) 契約者は、Web21 の取引口座照会サービス、当該預金通帳への記入、別途送付する当座勘定ご利用明細または取引明細書等により正しい取引内容を確認するものとします。
- (5) 契約者は、メール通知サービスで当行よりお知らせした電子メールに対する返信・照会を行わないものとします。
- (6) サービス利用口座が解約された場合には、当該口座にかかるメール通知サービスの利用契約も解約されたものとみなします。メール通知サービスの解約は当行所定の手続(後記9.に定めます)によるものとします。
- (7) 契約者は、前記8.(1)から前記8.(6)を了承の上、メール通知サービスを利用するものとし、前記8.(1)から前記8.(6)のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

9. メール通知サービスの解約等

メール通知サービスの解約等については、Web21 利用規定 7.が準用されるものとします。また、契約者と当行との間の Web21 に関する契約が解約等に

- (3) 出金のお知らせにおいて、当行所定のサービスを利用した出金の取消・変更・組戻しがあった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、電子メールでお知らせした出金の明細と実際の手続きの内容とが異なる場合があります。
- (4) 残高割込のお知らせにおいて、契約者が当行所定の手続によりあらかじめ設定するサービス利用口座の残高には、支払可能残高(当座貸越または総合口座による貸越を含む残高)が適用されるものとします。残高割込のお知らせにおいて、他店券入金や貸越額の変更があった場合等、当行所定の条件を満たさない場合は、電子メールでお知らせした残高割込のお知らせの内容と実際の手続き内容とが異なる場合があります。なお、残高割込のお知らせは、申込代表口座および契約者の指定するサービス利用口座について、契約者が当行所定の手続により設定した残高を下回った場合に、残高の割込みにかかる事実を上記条件において単に通知するものであり、当行と契約者との間の預金に関する権利義務を生じさせるものではありません。
- (5) 契約者は、Web21 の取引口座照会サービス、当該預金通帳への記入、別途送付する当座勘定ご利用明細または取引明細書等により正しい取引内容を確認するものとします。
- (6) 契約者は、メール通知サービスで当行よりお知らせした電子メールに対する返信・照会を行わないものとします。
- (7) サービス利用口座が解約された場合には、当該口座にかかるメール通知サービスの利用契約も解約されたものとみなします。メール通知サービスの解約は当行所定の手続(後記9.に定めます)によるものとします。
- (8) 契約者は、前記8.(1)から前記8.(7)を了承の上、メール通知サービスを利用するものとし、前記8.(1)から前記8.(7)のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

9. メール通知サービスの解約等

メール通知サービスの解約等については、Web21 利用規定 7.が準用されるものとします。また、契約者と当行との間の Web21 に関する契約が解約等に

より終了した場合は、メール通知サービスについても自動的に終了するものとします。

10. 規定の準用等

本利用規定に定義のない用語の定義および本利用規定に定めのない事項については、Web21 利用規定により取扱います。

11. 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1 週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更に参加しない旨の通知を受領しない場合には、変更に参加があったものとみなします。また、変更に参加しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

より終了した場合は、メール通知サービスについても自動的に終了するものとします。

10. 規定の準用等

本利用規定に定義のない用語の定義および本利用規定に定めのない事項については、Web21 利用規定により取扱います。

11. 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1 週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更に参加しない旨の通知を受領しない場合には、変更に参加があったものとみなします。また、変更に参加しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。